

第 7 期 中間決算公告

平成23年12月16日

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号  
日本郵政株式会社  
取締役兼代表執行役社長 齋藤 次郎

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	10,022,499	貯 金	173,845,656
コ ー ル 口 ー ン	1,117,210	保 険 契 約 準 備 金	90,794,735
債券貸借取引支払保証金	7,630,893	支 払 備 金	944,957
買 入 金 銭 債 権	158,114	責 任 準 備 金	87,245,217
商 品 有 価 証 券	169	契 約 者 配 当 準 備 金	2,604,560
金 銭 の 信 託	2,496,017	債券貸借取引受入担保金	8,802,803
有 価 証 券	247,035,616	借 用 金	582
貸 出 金	18,116,296	外 国 為 替	233
外 国 為 替	3,075	そ の 他 負 債	3,232,997
そ の 他 資 産	1,090,147	賞 与 引 当 金	88,735
有 形 固 定 資 産	2,755,454	退 職 給 付 引 当 金	3,443,638
無 形 固 定 資 産	229,301	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	687
繰 延 税 金 資 産	353,286	価 格 変 動 準 備 金	402,733
支 払 承 諾 見 返	160,000	繰 延 税 金 負 債	206,128
貸 倒 引 当 金	8,589	支 払 承 諾	160,000
社会・地域貢献基金資産	46,741	負 債 の 部 合 計	280,978,933
		（純資産の部）	
		資 本 金	3,500,000
		資 本 剰 余 金	4,503,856
		利 益 剰 余 金	1,719,029
		株 主 資 本 合 計	9,722,885
		社会・地域貢献基金	45,063
		社会・地域貢献基金評価差額金	847
		その他有価証券評価差額金	456,974
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	192
		その他の包括利益累計額合計	457,167
		少 数 株 主 持 分	1,337
		純 資 産 の 部 合 計	10,227,302
資 産 の 部 合 計	291,206,235	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	291,206,235

中間連結損益計算書

〔平成23年4月1日から  
平成23年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	8,362,743
郵便事業収益	782,348
銀行事業収益	1,142,496
生命保険事業収益	6,369,329
その他経常収益	68,569
経 常 費 用	7,831,147
業務費用	6,590,416
人件費	1,123,681
減価償却費	99,492
その他経常費用	17,557
社会・地域貢献基金運用収益	248
社会・地域貢献基金運用収入	249
社会・地域貢献基金運用費用	0
経 常 利 益	531,845
特 別 利 益	7,828
固定資産処分益	7
価格変動準備金戻入額	6,940
その他の特別利益	879
特 別 損 失	6,804
固定資産処分損	2,658
減損損失	3,500
その他の特別損失	645
契約者配当準備金繰入額	160,597
税金等調整前中間純利益	372,271
法人税、住民税及び事業税	189,759
法人税等調整額	48,323
法人税等合計	141,435
少数株主損益調整前中間純利益	230,835
少数株主利益	113
中間純利益	230,722

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 15社

#### 主要な会社名

郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

なお、JPホテルサービス株式会社及び日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社は株式取得により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

また、JPビルマネジメント株式会社を設立し、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 6社

#### 主要な会社名

東京米油株式会社、ニッテイ物流技術株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 1社

SDPセンター株式会社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

#### 主要な会社名

東京米油株式会社、ニッテイ物流技術株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 15社

## 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち、株式については中間連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。但し、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。）については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記と同様の方法により行っております。信託財産を構成している不動産のうち建物部分については定額法、建物以外のものについては定率法による減価償却分を取得原価から除いております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、社会・地域貢献基金資産に係る評価差額金については、日本郵政株式会社法施行規則第12条第4項により、純資産の部に「社会・地域貢献基金評価差額金」を設けて記載しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物        2年～65年

その他        2年～75年

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額につい

ては、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当社並びに連結される子会社及び子法人等（銀行子会社及び保険子会社を除く。）の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を引き当てております。

銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、分類（回収不能又は無価値と判定される資産）に分類した債権のうち、直接償却を行っている金額は、24百万円であります。

#### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務            その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～14年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異        各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し昭和

34年1月以降に退職した者の昭和33年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用（以下「整理資源」という。）の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の日連結会計年度から費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し昭和33年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用（以下「恩給負担金」という。）の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の日連結会計年度から費用処理しております。

#### (8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (9) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (10) 重要なヘッジ会計の方法

##### 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

##### 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(11) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(13) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成 22 年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により責任準備金を 10 年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い、当中間連結会計期間に積み立てた額は、82,693 百万円であります。

(14) 支払準備金の積立方法

支払準備金は、保険業法施行規則第 73 条第 1 項第 2 号に係る平成 23 年金融庁告示第 49 号の規定に準じて、東日本大震災による災害に係る保険金の支払のための金額を加えて積み立てております。

(15) その他

当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

社会・地域貢献基金は、日本郵政株式会社法第 13 条により積立が規定されているものであります。当中間連結貸借対照表に計上されている同基金は、前連結会計年度末までに積み立てられたものであります。

## 追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

## 注記事項

( 中間連結貸借対照表関係 )

1. 関係会社の株式総額 ( 連結子会社及び連結子法人等の株式を除く ) は、983 百万円であります。
2. 無担保の消費貸借契約 ( 債券貸借取引 ) により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は ( 再 ) 担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは 7,649,349 百万円であります。

3. 貸出金のうち、延滞債権額は 5 百万円であります。

なお、延滞債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 ( 貸倒償却を行った部分を除く。 ) のうち、法人税法施行令 ( 昭和40年政令第97号 ) 第96条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

また、当該債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	46,443,263 百万円
担保資産に対応する債務	
貯金	39,548,713 百万円
債券貸借取引受入担保金	8,802,803 百万円
支払承諾	160,000 百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、有価証券 3,848,821 百万円を差し入れております。

5. 連結される子会社においては、料金後納郵便の利用者から担保として有価証券を受け入れております。受け入れた有価証券の中間連結決算日における時価は、3 百万円であります。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、27,735 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 25,000 百万円あります。

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている銀行子会社内手続きに基づき顧客の業況

等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 663,551 百万円

8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首残高	2,632,205 百万円
当中間連結会計期間契約者配当金支払額	195,488 百万円
利息による増加等	7,496 百万円
年金買増しによる減少	250 百万円
契約者配当準備金繰入額	160,597 百万円
当中間連結会計期間末現在高	2,604,560 百万円

9. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額74,496,138百万円を積み立てております。

また、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金2,769,935百万円、価格変動準備金388,133百万円を積み立てております。

10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結会計期間末における保険子会社の今後の負担見積額は9,542百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した中間連結会計期間の業務費として処理しております。

11. 中間連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

12. 「システムに係る役務提供契約」(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は以下のとおりであります。

1年内 24,256 百万円

1年超 11,029 百万円

13. 偶発債務に関する事項

連結される子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、日本郵政公社より承継したものです。その全部又は一部を解約した場合、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、平成23年9月30日現在、発生する可能性のある解約補償額は133,624百万円です。

なお、具体的な解約補償額の算定方法は未確定であるため、一定の仮定に基づき算出した額を注記しております。

また、連結される子会社の都合により解約した場合であっても、当該郵便局局舎を取り壊さない

ときには補償を行わないことから、全額が補償対象とはなりません。

14. 当中間連結会計年度末の連結自己資本比率（国内基準）は 62.95 %であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のため、当中間連結会計期間において契約者配当準備金へ 156,418 百万円を繰り入れております。
2. 当中間連結会計期間の中間包括利益の金額は、265,243 百万円であります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2) 参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	10,022,499	10,022,499	-
(2) コールローン	1,117,210	1,117,210	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	7,630,893	7,630,893	-
(4) 買入金銭債権	158,114	158,114	-
(5) 商品有価証券			
売買目的有価証券	169	169	-
(6) 金銭の信託(* 2)	2,542,759	2,542,759	-
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	152,396,987	157,751,873	5,354,886
責任準備金対応債券	27,605,972	28,840,849	1,234,876
その他有価証券	66,891,473	66,891,473	-
(8) 貸出金	18,116,296		
貸倒引当金(* 3)	222		
	18,116,074	19,251,336	1,135,261
資産計	286,482,153	294,207,179	7,725,025
(1) 貯金	173,845,656	174,448,047	602,390
(2) 債券貸借取引受入担保金	8,802,803	8,802,803	-
(3) 借入金	582	581	0
負債計	182,649,043	183,251,433	602,390
デリバティブ取引(* 4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	863	863	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(37,432)	(37,432)	-
デリバティブ取引計	(36,568)	(36,568)	-

(\* 1) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(\* 2) 「資産(6)金銭の信託」には、社会・地域貢献基金資産に含まれる金銭の信託を含んでおります。

(\* 3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\* 4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金及び有価証券の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、短期間（1年以内）で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

また、信託財産を構成している不動産については、帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 貯金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

### (2) 債券貸借取引受入担保金、(3) 借入金

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が1年を超える借入金については、元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ）であり、取引所の価格、割引現在価値等により時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	141,182
合計	141,182

(\*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

( 有価証券関係 )

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1 . 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国債	135,200,046	139,896,066	4,696,020
	地方債	7,768,774	8,112,267	343,493
	社債	7,860,312	8,174,994	314,682
	その他	98,000	100,522	2,522
	小計	150,927,132	156,283,851	5,356,718
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国債	910,901	901,269	9,631
	地方債	158,867	158,475	391
	社債	187,018	186,851	166
	その他	213,067	201,704	11,362
	小計	1,469,854	1,448,301	21,553
合計		152,396,987	157,732,152	5,335,165

2 . 責任準備金対応債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国債	25,434,135	26,608,042	1,173,907
	地方債	1,388,355	1,433,236	44,881
	社債	722,247	738,430	16,183
	その他	-	-	-
	小計	27,544,737	28,779,710	1,234,972
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国債	8,996	8,986	10
	地方債	25,438	25,353	84
	社債	26,799	26,799	0
	その他	-	-	-
	小計	61,234	61,139	95
合計		27,605,972	28,840,849	1,234,876

3 . その他有価証券（平成 23 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1	1	0
	債券	48,852,871	47,794,629	1,058,242
	国債	36,343,227	35,609,514	733,712
	地方債	3,305,568	3,214,307	91,261
	短期社債	-	-	-
	社債	9,204,075	8,970,807	233,268
	その他	4,433,901	4,340,753	93,148
	小計	53,286,775	52,135,383	1,151,391
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	17,586	18,806	1,219
	債券	6,791,995	6,871,038	79,042
	国債	5,634,459	5,635,599	1,139
	地方債	93,758	93,869	110
	短期社債	167,985	167,985	-
	社債	895,791	973,583	77,792
	その他	8,835,930	9,092,619	256,688
	小計	15,645,512	15,982,463	336,950
合計		68,932,288	68,117,847	814,440

( 金銭の信託関係 )

1 . 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成 23 年 9 月 30 日現在 )

該当ありません。

2 . その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成 23 年 9 月 30 日現在 )

	中間連結貸借 対照表計上額 ( 百万円 )	取得原価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超える もの ( 百万円 )	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの ( 百万円 )
その他の金銭の信託	2,542,759	2,589,909	47,150	50,965	98,115

( 注 1 ) 社会・地域貢献基金資産における金銭の信託を含めて記載しております。

( 注 2 ) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

( 賃貸等不動産関係 )

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たりの純資産額	68,173 円 10 銭
1 株当たり中間純利益金額	1,538 円 15 銭

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。